

# 子ども・子育て意見交換会

～子ども・子育て支援新制度について～

# 子ども・子育て支援新制度

【平成24年8月】

## ・子ども・子育て関連3法の成立

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

【平成25年4月～平成27年3月】

## ・子ども・子育て支援事業計画の策定、関係条例等の制定

- ・流山市子ども・子育て会議の設置
- ・ニーズ調査の実施

今回の意見交換会では、4つの条例(案)を示します。計画は、後日、パブリックコメントでご意見を募ります。



【平成27年4月～】

## ・子ども・子育て支援新制度スタート

- 《新制度のポイント》
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供
  - ・保育の量的拡大・確保(待機児童解消、地域の保育を支援)
  - ・地域の子ども・子育て支援の充実

# 施設型給付及び地域型保育給付の創設

・幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 でバラバラだった財政支援を「施設型給付」で一本化します。

※私立幼稚園については、新制度に移行せずに現行制度どおりとすることも可能です。

・地域型保育事業への給付である「地域型保育給付」を創設することで、地域の状況に合わせた保育の場を提供します。

《現行制度》

【幼稚園】

私学助成

【保育所】

保育所  
補助金

【認定こども園】

安心こども基金

《新制度》

入所の手続きはP10で説明します。

【幼稚園・保育所・認定こども園】  
施設型給付

※私立幼稚園は現行制度どおりもあります。

新しい保育サービスです。  
P6で説明します。

【地域型保育事業】

地域型保育給付

# 新制度における保育所

## 【現行制度】

- 保育所
  - ・保育を提供
  - ・県の認可
  - ・保育所補助金
  - ・応諾義務(正当な理由のない受け入れ拒否の禁止)
  - ・利用者負担は市が定める保育料(所得税額により額が変わります)

## 【新制度】

### ○新制度における保育所

- ・保育を提供
- ・県の認可、市の確認
- ・施設型給付
- ・応諾義務(正当な理由のない受け入れ拒否の禁止)
- ・利用者負担は市が定める保育料(市民税額により額が変わります)

### ○保育所型認定こども園

- ・教育と保育を提供
- ・県の認可、市の確認
- ・施設型給付
- ・応諾義務(正当な理由のない受け入れ拒否の禁止)
- ・利用者負担は市が定める保育料(市民税額により額が変わります)

### ○幼保連携型認定こども園

- ・教育と保育を提供
- ・県の認可、市の確認
- ・施設型給付
- ・応諾義務(正当な理由のない受け入れ拒否の禁止)
- ・利用者負担は市が定める保育料(市民税額により額が変わります)

# 新制度における幼稚園

## 【現行制度】

### ○幼稚園

- ・教育を提供
- ・県の認可
- ・私学助成
- ・幼稚園就園奨励費
- ・建学の精神に基づく選考
- ・利用者負担は施設設置者が設定

## 【新制度】

### ○新制度に移行しない幼稚園

- ・現行制度の幼稚園と同じ

### ○新制度に移行する幼稚園

- ・教育を提供
- ・県の認可、市の確認
- ・施設型給付
- ・応諾義務(正当な理由のない受け入れ拒否の禁止)
- ・利用者負担は市が定める保育料(市民税額により額が変わります)

### ○幼稚園型認定こども園

- ・教育と保育を提供
- ・県の認可、市の確認
- ・施設型給付
- ・応諾義務(正当な理由のない受け入れ拒否の禁止)
- ・利用者負担は市が定める保育料(市民税額により額が変わります)

### ○幼保連携型認定こども園

- ・教育と保育を提供
- ・県の認可、市の確認
- ・施設型給付
- ・応諾義務(正当な理由のない受け入れ拒否の禁止)
- ・利用者負担は市が定める保育料(市民税額により額が変わります)

## 地域型保育事業（新たな保育サービスです）

事業		規模	場所
家庭的保育事業		5人以下	家庭的保育者の居宅等のスペース
小規模保育事業	A型	6人以上 19人以下	多様なスペース
	B型	6人以上 19人以下	
	C型	6人以上 10人以下	
居宅訪問型保育事業		1対1	利用する保護者・子どもの居宅
事業所内保育事業	保育所型	20人以上	事業所等のスペース
	小規模型	19人以下	

# 認定こども園制度の改善

流山市でも整備を検討していきます。



## 類型

## 現行制度

## 新制度

### 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所が、連携して運営を行う

※設置主体:国、自治体、学校法人、社会福祉法人

幼稚園 + 保育所  
(学校) (児童福祉施設)

- ・幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法に基づく認可
- ・それぞれバラバラの財政措置

幼稚連携型認定こども園  
(学校及び児童福祉施設)

- ・改正認定こども園法に基づく単一の認可
  - ・指導監督の一本化
  - ・財政措置を施設型給付に一本化
- ※設置主体:国、自治体、学校法人、社会福祉法人

### 幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を果たす

※設置主体:国、自治体、学校法人

幼稚園 + 保育所  
(学校) 機能

### 保育所型

認可保育所が、保育に欠けない子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を果たす

※設置主体:制限なし

幼稚園 + 保育所  
機能 (児童福祉施設)

### 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない施設が、認定こども園として必要な機能を果たす

幼稚園 + 保育所  
機能 機能

- ・施設体系は現行制度のまま
  - ・財政措置を施設型給付に一本化
- ※「保育所型」、「地方裁量型」は従前どおり
- ・株式会社の参入が可能
  - ・学校法人としての位置づけなし

# 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

・すべての子育て家庭を支援していくために、「地域子育て支援拠点」や「一時預かり」など(全13事業)の地域の子ども・子育て支援を充実していきます。

## 地域子育て支援拠点

- ・子育て支援センター
- ・地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所

## 学童クラブ

- ・保護者が就労などで保育できない児童を放課後に預かる
- ・運営や設備に関する基準の条例化

## 一時預かり

- ・急用や短期のパート就労など、各家庭の様々なニーズに対応

## 利用者支援

- ・各家庭のニーズに適した、幼稚園・保育所などの施設、地域の子育て支援を利用できるように、情報の提供、相談の対応を行う

**全13事業**

妊婦健康診査 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 延長保育事業 ・ 病児保育事業 ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

## 支給認定区分

・新制度では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられます。

認定区分	区分(保育必要量)	該当者	主に利用する施設・事業
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で保育を必要としない場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	保育標準時間 (8～11時間)	満3歳以上で保育を必要とする場合	保育所・認定こども園
	保育短時間 (～8時間)		
3号認定	保育標準時間 (8～11時間)	満3歳未満で保育を必要とする場合	保育所・認定こども園 ・地域型保育
	保育短時間 (～8時間)		

※保育を必要とする要件は、市が条例等で定めます。



# 幼稚園(認定こども園)の利用のイメージ

	市町村	事業者 (幼稚園・認定こども園)	利用者 (保護者)
1	必要に応じて 利用支援	園児募集	応募
2		入園の内定	
3	申請の受理	認定の申請・認定証の受領は園を通じた簡素な手続きを検討 ※	1号認定の申請
4	認定・認定証の交付		認定証の受領
5		利用契約の締結	
6			教育・保育の利用

※現行制度どおりを選択している幼稚園は認定手続きはありません。

※現在入園している利用者が新制度へ移行する場合、事前の簡素な認定手続きを検討しています。

## 新制度に関連する条例等について

- ・**国の定める基準**に基づき、市では新制度に関連する基準を条例等で定めなければなりません。
- ・平成26年度後半から新制度に関連する事務手続きを開始することから、平成26年9月市議会での条例等制定を予定しています。(新制度における利用者負担額については、国の公定価格の決定を踏まえ平成26年度終盤に条例等で制定予定)

### 《国の定める基準について》

<b>従うべき基準</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・必ず適合しなければならない基準。条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。</li><li>・異なる内容を定めることは許容されない。基準に従う範囲内で、地域の実情に応じて内容を定めることは許容。</li></ul>
<b>参酌すべき基準</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・十分参照しなければならない基準。条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。</li><li>・十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることを許容。</li></ul>

## 意見交換会を実施する条例(案)

### ○(仮称)流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(案)

地域の実情に応じた保育を提供するため、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を市の認可事業として位置づけ、その設備・運営に関する基準を市が条例で定めます。

### ○(仮称)流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例(案)

「放課後児童健全育成事業」＝「学童クラブ」の職員や施設・設備についての基準を市が条例で定めることで質の向上を図ります。

### ○(仮称)流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例(案)

新制度では、施設・事業者が給付を受けるためには、認可基準に加え、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たさなくてはなりません。

### ○(仮称)流山市保育の必要性の認定に関する条例(案)

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)を認定します。